

林権助と韓国

－ 大田市東区所在の増若第一隧道額石を考察のてがかりに

伊藤政彦*

(e-mail : itom@wsi.ac.kr)

【Abstract】

In Secheon-dong, Dong-gu, Daejeon there is a portal to the old Jeungyak 1st tunnel of the Gyeongbu Railway (Seoul-Busan Railway). On the upper part of the portal is installed a stone plaque with the inscription ‘嶽神驚奔(Akshinkyungbun)’. It is the handwriting of Gonsuke Hayashi, who served as the Envoy Extraordinary of Japan to Korea from 1899 to 1906. The present study examined the role of Hayashi in Japanese invasion of Korea, and the significance of the plaque he left behind. While working as an Envoy Extraordinary, Hayashi played an important and decisive role in the conclusion of the ‘Japan-Korea Treaty of 1904’, the ‘Japan-Korea Agreement of August 1904’, and the ‘Japan-Korea Treaty of 1905.’ These treaties and agreement were needed during the process in which Japan deprived Korea of the functions as an independent country and extended its dominion. Hayashi had a very negative view of the Koreans and the government of the Korean Empire.

In 1904, when he was in office as the Envoy Extraordinary to Korea, Japan started the rapid construction of the Gyeongbu Railway in preparation for the war with Russia. Yet the residents stood against the construction because the mountain, where the Jeungyak 1st tunnel was to be built, was deemed sacred. But their voice was ignored and the construction began. In the winter of 1904, a riot broke out at the construction site. The reason was that, compared to the Japanese laborers, Korean laborers had been receiving discriminatory treatment, and a Japanese supervisors beat the Korean laborers. But eventually the riot was suppressed by the military police.

After the construction of the tunnel, someone in the legation asked Hayashi for writing an

* 又松情報大学 助教授

inscription for the plaque, and the result is aforementioned ‘嶽神驚奔(Akshinkyungbun)’, meaning “the mountain god took flight in fright.” Later in his memoirs, Hayashi said it was “a funny thing” to have enforced the construction. This shows that his attitude to Korean culture was that of derision. The plaque reflects his understanding of Korea. It was a pity that he had no mind to pay respect to the nation and culture in which he was working. The plaque extant tells us of the fact.

key words : Gyeongbu Railway(京釜鐵道), Gonseuke Hayashi(林權助),
Jeungyak 1st Tunnel(增若第一隧道), Stone Plaque(額石),
Japan - Korea Treaty of 1904(日韓議定書), Japan - Korea Agreement of
August 1904(第一次日韓協約), Japan - Korea Treaty of 1905(第二次日韓協約)

1. はじめに

大田広域市東区細川洞、細川初等学校等のある集落東側の山上すなわち細川洞山5-2番地に細川体育公園がある。その左脇のかつては鉄道の路盤であったと推測される緩やかな山道を登ってゆくと周囲の土砂崩壊により大部分が埋没したトンネルの入り口が見えてくる。現在は使用されずに廃トンネルとなっている京釜鉄道の増若第一隧道ソウル側坑口である。

増若第一隧道は増若第二、増若第三隧道とともに日本政府の京釜鉄道速成方針にしたがって1904年に起工されたトンネルである。同鉄道の敷設権は1898年9月の「京釜鉄道合同条約」調印を通じて日本が取得し、京釜鉄道株式会社によって1901年8月に起工されたものの建設資金や鉄道用資材の確保が難しく工事は遅々として進んでいなかった。こうした中、ロシアとの関係悪化にともなう軍事的理由により日本政府は一日も早い開通が必要と判断した。1903年12月28日には枢密院会議で「京釜鉄道速成補助並に責任支出に関する諮詢案」が可決され勅令第291号をもって速成方針を公布施行、1904年内の完工を目標に工事が進められることになった。上述の増若第一と、第二、第三隧道の掘鑿工事は芙江-新灘津区間および増若-沃川区間の施工を担当した鹿島組(現・鹿島建設株式会社)が請け負った。¹⁾

この工事で大田-増若間には四つのトンネルが設けられ、それらはソウルに近い側から九丁里、第一増若、第二増若、第三増若と名付けられた。これらのトンネルは廃されてのちその存在が長く忘却されていたが、2010年7月に大田大学校建築学科の李喜俊教授により初めて学術的な調査がなされ発表された。また2014年には李教授と筆者が共同で「증약터널 및 하야시 콘스케의 액석에 관한 연구」(『大韓建築学会論文集 計画系』第30巻10号)を発表した。

ところで増若第一隧道ソウル側坑口の上部には「嶽神驚奔」という文字が陰刻された額石が完工から100年以上経過し廃トンネルとなった現在もそのまま残っており「題于増若隧道 林権助」と、この額石の文字を揮毫した人物の名前も読み取れる。筆写は不明にして林権助という人物について知らなかったが、同隧道の額石を通じてその存在を知った。調べたところ林権助は1899年6月から1906年2月まで駐韓国特命全権公使として在任した日本の外交官であったことが分かった。小稿ではまずこの林権助がいかなる人物であったのか、そして韓国の国としての機能を奪うために日本が強要した「日韓議定書」「第一次日韓協約」「第二次日韓協約」という一連の条約締結において公使として韓国在任中だった彼がどのような役割を果たしたのかについて概観してみる。つぎに林の韓国観および彼に対する評価について見たうえで、増若隧道の工事期間中に起きた韓国労働者たち

1) 菅野忠五郎編(1966)『鹿島組史料』鹿島建設株式会社. p.81

の抗議事件、そして額石に記された「嶽神」すなわち韓国の「山神」に対する信仰と、このような韓国固有の文化に対して林が取った姿勢などを明らかにしてみたい。

こうした作業を通じて林権助という外交官と、現在も大田市東区に残る増若第一隧道及び額石が日韓関係史においてどのような意味をもつのかを考察したいと思う。また上掲の李喜俊教授と筆者による論考は主に建築学の観点から論じたものであったため、そこで論じきれなかった諸点について人文学的な観点から接近し補完することが小稿の目的である。

2. 林権助について

2.1 韓国植民地化と林

林権助は1860年3月2日に会津藩士林又三郎の子として現在の福島県会津若松市で生まれた。林家は350石取りの家門であった。1867年に藩校日新館に入り、四書五経や撃剣術、槍術などを習った。当時会津藩主松平容保は京都守護職の地位にあり、会津藩兵は長州藩をはじめとする反幕勢力が活発な政治活動を展開中だった京都の治安維持を担当していた。その後、大政奉還・王政復古を経て1868年に勃発した京都南郊の鳥羽・伏見における戦いで会津藩は倒幕派の薩摩や長州の軍と戦火を交えた。この戦闘で祖父と父が戦死したために林は幼少の身で家督を相続した。それまで磐人と名乗っていたが、この時に祖父の権助という名前を受け継いだという。そして同年8月から9月にかけての新政府軍との戦闘の過程では少年だった林も母親および妹二人とともに会津若松城に籠城し、籠城戦の最中に幼い妹を失っている。

新政府軍との戦いで会津藩は敗れ1870年には陸奥の斗南に国替となり林も同地へ移住したが困窮し、その後東京に出て祖父と旧知の間柄であった薩摩藩出身で当時陸軍少佐の児玉実文に養育されることになった。1877年には鹿児島に帰省した児玉に同行し西南戦争を見聞している。のち1887年に東京帝国大学法科大学政治学科を卒業、外務省に入省した。その後は外交官として仁川・上海の領事、駐英・駐清公使館の主席書記官などを歴任し、外務省通商局長だった1899年6月に駐韓国特命全権公使に任命された。

1906年2月までの韓国駐在特命全権公使としての在任期間中に林は馬山浦に海軍基地を建設しようとしたロシアの計画を阻止し、韓国を永世中立国にしようというロシアの提案を拒否するなど韓国からロシアの影響力を排除するべく外交活動を展開した。そして日露戦争前後には韓国を「保護国化」するための工作に注力した。日本が韓国の国としての機能を奪い支配権を拡大していく過程で必要とした「日韓議定書」「第1次日韓協約」「第2次日韓協約」はすべて林の在任中に締結され、いずれも彼が署名している。以下、上記諸協約と林の関わりについて概観してみたい。

日本政府は満韓問題をめぐるロシアとの交渉が決裂する場合、韓国を軍事的に影響下に置くための根拠が必要になると考え、その根拠として1903年ごろから日本と大韓帝国政府がともにロシアに対応することを内容とする攻守同盟や保護的協約を秘密裏に結ぼうとしていた。それが結局は1904年2月に日韓議定書として現実化したのだが、それに先立って林権助は1903年10月14日に外務大臣小村寿太郎に機密文書を送っている。その文書で林は「此際強テ希望ノ秘密条約ノ成立ヲ計ランニハ只韓帝ヲシテ目前ノ利益ヲ占メシメ且相当ノ威力ヲ加フルノ外他ニ方便無之ト存候」²⁾と述べ、また1903年12月28日にも林は「愈絶望ノ場合ニハ帝国政府ニ於テハ先以テ兵力ニ依リ京城ニ於テ我威力ヲ樹立スルノ方針ニ出ラレン事ヲ希望ス其上ハ韓廷ニ対スル我希望ハ容易ニ達シ得可シ」³⁾と述べている。これらの史料にみえる「威力」は軍事的圧迫を意味しており、こうした史料にも林が「軍事力による朝鮮制圧を唱える急先鋒の一人」⁴⁾であったことが如実に現われている。林はその後も玄暎運、李根沢、李址鎔、閔永喆など韓国政府の高官を相手に「威迫」や「運動費」の提供といった工作をつづけて協約(=攻守同盟、密約)に対する賛成者を増やすことに努めた。

1904年1月19日から協約締結のための公式的な交渉が開始され、調印直前にまで至ったものの1月21日に大韓帝国政府は調印を避けるために戦時中立声明を発表、こうして協約締結は頓挫したかに見えた。しかし2月9日に日本がロシアに宣戦布告し、仁川に上陸した日本陸軍第12師団の一部がソウルに入った。ソウルを軍事的に制圧した目的は韓廷と在韓外交団を威圧し、皇帝の外国公館播遷を抑止するとともにソウルが中立地帯化することを阻止する点にあった。⁵⁾ 林は2月9日午後高宗に謁見して協約に対する意思を確認したうえで、2月13日から交渉が再会された。その結果1904年2月23日に「日韓議定書」が調印された。韓国政府を代表して外部大臣臨時署理李址鎔が、日本政府を代表して林が署名した。「日韓併合実現の第一階梯」⁶⁾とも評されるこの議定書の締結交渉においては林のかねてからの主張通りに軍事力による圧迫と韓国政府要人への工作が韓国政府をして調印を促す形となった。

議定書締結の翌月である1904年3月には伊藤博文が「韓国皇室御慰問」⁷⁾を名目に特派大使の資格で韓国に派遣された。伊藤大使の訪韓の目的は高宗が「日本ニ信頼シ

2) 『駐韓日本公使館記録』第18巻, 11.日韓密約附韓国中立, (2)日韓間秘密条約締結ニ関スル件, 機密第163号(1903年10月14日)。以下本稿における『駐韓日本公使館記録』の引用は全て韓国国史編纂委員会の「한국사데이터베이스」(<http://db.history.go.kr/>)所収のものを利用した。

3) 『駐韓日本公使館記録』第18巻, 12.日韓議定書, 往電第465号(1903年12月28日)

4) 森山茂徳(1987)『近代日韓関係史研究』東京大学出版会. p.115

5) 海野福寿(2003)『外交史料韓国併合』上 不二出版. p.49

6) 参考書誌部法律政治課憲政資料室(1975)「大三輪長兵衛文書」『国立国会図書館月報』173, 国立国会図書館. p.27

7) 外務省(1958)『日本外交文書』第37巻第1冊「伊藤侯ヲ特派大使トシテ韓国ヘ御差遣ノ件」日本国際連合協会. p.274

日本主義方針ヲ等フシ議定書ノ趣旨ニ顧ミ日韓同盟ノ実ヲ挙ケラル、ニアリ」というものであった。伊藤はもし韓国の態度が不鮮明で去就が定まらない場合、日本政府は韓国における兵力を数倍し威圧の行動に出るかもしれないと威嚇した。⁸⁾ これ以後、日露戦争の戦況が日本に有利に展開し韓半島を軍事的に掌握した状況で日本政府は日韓議定書に規定されている内容を最大限に活かし、更に一步進んだ具体的な協約の締結を目指した。林は日韓議定書の調印3ヶ月後である1904年5月20日に「日韓議定書ノ条項ニ基キ韓国経営ニ関スル計画ノ大体ヲ外部大臣ト本官トノ間ニ協定シ置クコトニ協議ヲ開始シタシ」⁹⁾ として対韓政策に関する自身の意見に基づく「日韓協約基礎案」を小村外務大臣に送った。これは日韓議定書の第6条¹⁰⁾ に基づき韓国経営の具体的内容に関する林の考えを示したもので、軍隊(第1款)、財政(第2-第3款)、農林業および商工業(第4款-第7款)、交通および通信(第8款-第10款)、鉱山開発および河川改良(第11款-第12款)、貿易および土地制度(第13款-第15款)、中央政府行政機関(第16款)、地方行政(第17款)、教育(第18款)などの改革案を含んでいる。¹¹⁾ 林の協定案はいずれも韓国の内政そして外交にも深く介入することを目的とする内容であり、在在外交官の分を越える提言であった¹²⁾ が、それだけ林が当時の対韓政策策定に積極的に参与し重要な役割を果たしていたことが窺える。¹³⁾

このち6月4日に林は小村外務大臣の命令で一時帰国した。¹⁴⁾ そして約1ヶ月にわたる日本滞在中に小村と対韓政策について協議したうえで韓国に戻った林は8月12日に高宗に謁見し、①日本政府の推薦する日本人財務監督の雇聘、②日本政府の推薦する外国人外交顧問の雇聘、③韓国政府は外国との条約締結その他外国人に対する特権もしくは契約等の処理に関してあらかじめ日本政府の代表者と協議することを内容とする三カ条の覚書の採納を受けた。¹⁵⁾ 林は目下の必要として「速ニ我(=日本)顧問ヲシテ(韓国)政府要部の実権を掌握セシメ議定書ノ各条ヲ広義ニ且ツ我が利益ニ解釈シテ韓国政府ノ行動ヲ一ニ厳密ニ監督スルニアリ」¹⁶⁾ との考えを持っていた。林は8月22日に宮中に至り、

8) 外務省(1958)『日本外交文書』第37巻第1冊「伊藤特派大使へ呈セン覚書式通及同大使謁見始末書送付ノ件」日本国際連合協会. p.289

9) 外務省(1958)『日本外交文書』第37巻第1冊「日韓協約基礎案ニ関シ請訓ノ件」日本国際連合協会. p.350

10) 『日韓議定書』第6条「本協約ニ関連スル未悉ノ細条ハ大日本帝国代表者ト大韓帝国外部大臣トノ間ニ臨機協定スル事」

11) 『駐韓日本公使館記録』第22巻, 13.機密本省往, 機密第50号(1904年5月20日)

12) 海野福寿(2003)『外交史料韓国併合』上 不二出版. p.108

13) 日本政府も1904年5月30日に元老会議で韓国経営の大綱と言うべき「帝国ノ対韓方針」「対韓施設綱領ノ件」を決定した。この日本政府によるあからさまな韓国侵略の意図を示すマスタープランに林も忠実に従って行動していた。

14) 『駐韓日本公使館記録』23巻, 来電第237号「閣下ニ一時帰朝ヲ命スルニヨリ館務ノ都合ヲ見計ヒ可成速ニ出発帰朝セラルヘシ旅費電送」

15) 外務省(1958)『日本外交文書』第37巻第1冊 405文書 日本国際連合協会. p.362

病氣の高宗に代わり臨席した参政沈相薫と宮内大臣閔丙奭に上記③の必要性を縷述説得して同条項に隠然と反対していた高宗の裁可を仰いだ。その結果、同日に第1次日韓協約が締結された。韓国側は外部大臣署理尹致昊が、日本側は林が署名した。日露戦争の有利な戦況の余勢を駆って日本が韓国に押し付けた同協約の締結においても林は決定的な役割を果たしている。

1905年7月、総理大臣桂太郎は米国の陸軍長官ウィリアム・タフトとの協定を通じて韓国を保護国とすることに対する米国の承認を得た。次いで8月には英国が日本の韓国支配を外交的に保障する第2次日英同盟が締結された。日露戦争は1905年9月にポーツマス条約の調印で終わり、同条約第2条は「露西亜帝国政府ハ日本国ガ韓国ニ於テ政治上・軍事上及經濟上ノ卓絶ナル利益ヲ有スルコトヲ承認シ、日本帝国政府ガ韓国ニ於テ必要ト認ムル指導・保護及ビ監理ノ措置ヲ執ルニ方リ之ヲ阻碍シ又ハ之ニ干渉セザルコトヲ約ス」との内容を含んでいた。こうした状況のもと日本政府は韓国の外交機能を完全に奪取する性格をもつ保護条約の締結を推進することにした。日本政府は1905年10月27日に「韓国保護権確立実行ニ関スル閣議決定」で「4.条約締結ノ全権ハ林公使に委任スルコト」また「6.長谷川司令官ヘ対シ林公使ニ必要ノ援助ヲ与ヘ以テ本件ノ満足ナル成功ヲ期スヘキ旨ノ命令ヲ発セラルルコト」¹⁷⁾として全権公使としての林が主導し、長谷川好道朝鮮駐劄軍司令官がそれを助けるという方式で交渉を進める方針を定めた。同時に高宗皇帝を説得するために伊藤博文を特派大使の資格で韓国に派遣することを決定した。

11月9日にソウルに到着した伊藤は15日午後高宗に謁見した席で林と朴齊純外部大臣が保護条約について交渉すべき旨を確認した。16日に林は朴齊純に条約案を手交した。同日桂太郎総理大臣への報告で林は「各大臣孰レモ本案ヲ拒絶シ能ハサルノ大勢ヲ了解シ居ルモ只目前ニ其責任ヲ避ケントシ結局韓帝ノ裁決ニ任セン底ノ意思アルモノ如シ本官ハ場合ニヨリテハ各大臣ヲ帶同シ謁見ノ上本案ヲ決定セシムルノ途ニ出ツヘシ」¹⁸⁾と述べた。

11月17日午前11時から林はソウルの日本公使館で韓国政府の大臣らと条約案について討議を開始した。しかし容易に結論が出ないとみるや午後3時に大臣らと共に宮中に行くことを決定し慶運宮(徳寿宮)の漱玉軒に向かった。高宗は病を理由に林に会わず大臣らと2時間にわたり熟議し、午後7時に韓圭高参政大臣が林に話し合いの内容を知らせて一兩日の猶予を請うた。林は協約を一气呵成に調印するためには伊藤の助力が必要と判断、慶運宮に出向いてほしいと伊藤に要請した。伊藤は午後8時ごろ長谷川好道司令官とともに到着した。高宗は病という理由で伊藤に会わず、韓国政府の大臣と熟議の上円満に妥

16) 外務省(1958)『日本外交文書』第37巻 第1冊 408文書 日本国際連合協会. p.364

17) 外務省(1958)『日本外交文書』第38巻 第1冊 259文書 日本国際連合協会. pp.526-527

18) 外務省(1958)『日本外交文書』第38巻 第1冊 263文書 日本国際連合協会. p.531

協するように求めた。伊藤と林は一方的に討議を協約調印に向けて誘導し、18日午前1時半ごろに日本が韓国の外交権を完全に剥脱することを骨子とする第2次日韓協約(乙巳条約)が調印された。¹⁹⁾ 日本側は林が署名し、韓国側は外部大臣朴齊純が署名した。

このような林の働きに対し明治天皇は調印の翌翌日である11月20日に「朕帝国ト韓国トノ関係ヲ一層鞏固ナラシムルノ緊要ナルヲ念ヒ政府ニ命シテ其方法ヲ画セシムルヤ卿ハ政府ノ訓令ヲ体シテ銳意韓国政府ト折衝ノ事ニ当リ克ク其任務ヲ全ウセリ朕之ヲ嘉尚ス」との勅語を林に与えている。²⁰⁾ 第2次日韓協約の締結について林はのちに講演会で総理大臣桂太郎、外務大臣小村寿太郎そして林の三人で内密に決定したと回想している。²¹⁾

以上で見たように日本政府が韓国を植民地化するための支配権拡大、韓国側から見れば日本による国権奪取という侵略の過程で締結された「日韓議定書」「第1次日韓協約」「第2次日韓協約」の交渉過程において林はいずれも主導的かつ決定的な役割を果たした。これは即ち韓国側からすれば林が日本による韓国侵略を推し進めた主要人物の一人と見なしうることを意味するだろう。

林はその後1906年2月までソウルで公使として勤務して韓国を去った。次いでイタリア大使(1908)、中国公使(1916)、関東長官(1919)、英国大使(1920)などを歴任した。1934年には枢密院顧問官に任命され、在任中であった1939年6月27日に病死した。

2.2 林の韓国観と彼に対する評価

ここでは上述のように日本による韓国植民地化に決定的な役割を果たした林が韓国と韓国人および韓国政府に対してどのような認識を持っていたのかを見てみたい。駐韓公使として在任中にやり取りした公文書にあらわれた林の韓国観について『駐韓日本公使館記録』を中心に見てゆく。

まず韓国政府について「往々兇戯狂妄ニ較シキ挙動アルハ韓政府ノ常態ニシテ深ク怪シムニ足ラス」²²⁾ と述べているのが目を引く。これは駐日本韓国公使の李夏栄が急に帰国を命令されたことに対し、李公使が多少欠点がないとは言えないが、かねてより韓国政府は無理な訓令を与えてその実行を強要する場合があると指摘しつつ、その訓令が実行されないと担当者責めるなど韓国政府には普段から子供の戯れのような挙動をすることがあると指摘しているのである。

次いで1900年8月25日発信の機密第81号に「姑息ナル当国人ノ常態トシテ優柔不断ニ流レ易シ」²³⁾ とある。これは林が外務大臣青木周蔵に宛てた文書であるが、密使とし

19) 調印に至る経緯は林が桂に宛てた「日韓協約調印事情報告ノ件」(『日本外交文書』第38巻第1冊 268文書 p.535)で詳しく報告している。

20) 岩井尊人(1935)『林権助述 わが七十年を語る』第一書房. p.232

21) 京都府国防協会(1936)『日露戦役当時の追懐』松崎印刷所. p.17

22) 『駐韓日本公使館記録』第14巻, 9.機密本省往信1・2, 機密第64号(1900年7月17日)

て日本へ渡った宮内府参書官の玄映運が日本滞在中の状況についておこなった復命に関する林の考えである。韓国人は「姑息」で「優柔不断」であるため速やかに「韓廷ヲシテ日本ニ依頼セシムル」ためには強硬な「示威運動」が必要であると述べている。

次に1901年4月11日発信の機密第37号では「現外部大臣朴齊純ノ人トナリハ当国人トシテ比較的公明ニ多ク得易カラサル人物ト存候」²⁴⁾と述べている。海関総稅務使だったイギリス人ブラウン(J. Mcleavy Brown, 1835-1926)排斥の動きに関連して当時の外部大臣朴齊純は公明であるので同大臣を迫及して辞職させるのは得策ではないと林が英国代理公使に伝えたとの内容である。ここで「当国人として比較的公明」としていることは林が韓国人の人は一般的にあまり公明ではないと考えていたことを窺わせる。

次に1904年1月に「対韓ノ政略ハ人ニ信頼スル事重キニ失スルハ蹉跌ノ恐アリ」²⁵⁾と述べているのが注目される。前年12月14日付の機密送第104号で外務大臣小村寿太郎が「駐露韓国公使李範晋が帰国を希望しているが、これは韓国皇帝が実は李を好まず敬遠するため外国に駐在させているのではないかと推察される。林公使の意見はどうか」と尋ねてきたことに対する林の返答の一部である。李範晋が韓国に帰国すれば利用する方法もあるであろうが、対韓国の政略は人を信頼し過ぎると失敗する可能性がある、すなわち林は韓国人を信頼しすぎるべきではない、と考えていたことが分かる。

次に1904年2月8日発信の往電第107号では「前陳ノ如ク両李ハ切ニ他館播遷ノ虞ナキヲ繰返シ本使ニ確保シ居ルモ由来当国人ノ信頼シ難キ必シモ充分ノ信ヲ措キ難キヲ以テ本使ハ各般ノ手段ヲ執ツテ皇帝ノ杞憂ヲ解ク事ニカメツヽアリ」²⁶⁾とある。1904年2月6日に日本政府はロシアと国交を断絶し、緊張が高まりつつある中で仁川沖で日本海軍の軍艦がロシア軍艦艇と戦闘を交え8日夜には日本陸軍の先遣部隊が仁川に上陸した。こうした中で不安を感じた高宗皇帝がフランス公使館に播遷するのはどの風説に対し林は李址鎔、李容翊にその可能性について再度確認した。両人は皇帝の播遷はないと繰り返し否定したが、林は韓国人は信頼しがたく充分信用できないとの認識をここでも示している。

また、1904年3月5日発信の往電第248号では「而シテ当国人ノ薄志弱行ハ今更申ス迄モナク現閣員等ノ専ラ頼ム所ハ我実力ニ外ナラサルヲ以テ現在当地ニ於ケル我兵力ノ多寡ハ直チニ彼等ノ地位ニ影響スルハ自然ノ理勢ニ有之」²⁷⁾としている。この電信は日露戦争中当時のソウルの政情について林が外務大臣小村寿太郎に報告したもので「近時見サル所ノ有望ナル内閣」が組織されたとしながらも、彼らは「薄志弱行」で結局は

23) 『駐韓日本公使館記録』第14巻, 9.機密本省往信1・2, 機密第81号(1900年8月25日)

24) 『駐韓日本公使館記録』第16巻, 5.本省機密往信1・2, 機密第37号「ブラオン」ニ関スル件続報(1901年4月11日)

25) 『駐韓日本公使館記録』第23巻, 2.電本省往1・2・3, 往電第27号(1904年1月7日)

26) 『駐韓日本公使館記録』第23巻, 2.電本省往1・2・3, 往電第107号(1904年2月8日)

27) 『駐韓日本公使館記録』第23巻, 2.電本省往1・2・3, 往電第248号(1904年3月5日)

日本の軍事力に頼っているという林の認識を示している。なお同電信では林は高宗皇帝について「由来陛下ノ性質トシテ小策ニ長セラレ且ツ聖意変更極マリナキ」とも評している。

さらには「当国ノ常態トシテ秘密漏泄ハ終ニ免カレサル所ニ有之」²⁸⁾としているのが目を引く。第2次日韓協約締結に向けた交渉の過程で、林は外部大臣に正式に条約案を提出するに先立ち、韓国政府の要人に条約案について説明する予定だが、韓国においては秘密漏泄は免れ得ないだろうとしている。林は韓国では秘密は守られにくく早晚漏れてしまうと考えていたことが分かる。

以上は林の韓国に対する認識を示す資料をすべて網羅しているわけではなく、その一端を示したに過ぎないが、これらの資料からは自らの任地であった韓国と韓国政府、韓国人、高宗皇帝に対して林は決して好意的であったとは言えず、総じて否定的であり信用を置いていなかったことが充分に見て取れるであろう。

それでは上で見たような韓国観を持って公使として任に当たっていた林は、外交官としてどのような評価を受けたのであろうか。上述のように林は公使として在任中、韓国を植民地化する過程で韓国政府との折衝に当り、その任務を全うしたことに對して明治天皇から「嘉尚(ほめたたえ、大いにたつとぶ)」するとの勅語を受けた。またこうした功績が認められて1907年11月には林に男爵の爵位が授けられた。「叙爵内規」を見ると「男爵ニ叙セラルヘキ者」の条件のひとつとして「国家ニ勲功アル者」とある。²⁹⁾ 林が韓国植民地化において果たした働きが国家に対する大きな「勲功」とみなされたわけである。その一方で同時代のジャーナリスト鳥谷部銑太郎が

林氏は其の人格全く加藤氏と同じからず。加藤氏は和氣愛すべく、林氏は嚴厲にして圭角鋭利、動もすれば對手と衝突す。是を以て韓廷に於ける加藤氏の氣受け甚だ好きに反して、林氏は蛇蝎の如く韓廷に忌まるゝを見る。³⁰⁾

と評しているように林は任地の韓国では「蛇蝎の如く」忌まれたという。高宗皇帝は林の前任の公使であった加藤増雄を自国の宮内府顧問に任用するなど信頼した反面、林を嫌った。林が公使として赴任して約1年後の1900年7月に高宗は宮内府侍従玄暎運を日本に派遣しているが、玄が帯びていた使命は日本に亡命している韓国人政治家の引き渡し要求と林公使の本国召喚、および前任の加藤増雄の復任要求であったという。³¹⁾ このことから高宗皇帝が林を嫌忌していたことがわかる。

また林の日韓議定書案について銀行家で大阪実業界の実力者であった大三輪長兵衛は当時の外務省政務局長山座円次郎宛の書簡で「至る処冷罵漫評を以て迎へられ」て

28) 『駐韓日本公使館記録』第24巻, 11.保護条約1~3, 往電第443号(1905年11月16日)

29) 霞会館諸家資料調査委員会(1985)『華族制度資料集』吉川弘文館, p.186

30) 鳥谷部銑太郎(1905)『時代人物月旦』博文館, p.437

31) 藤村道生(1995)『日清戦争前後のアジア政策』岩波書店, p.301

いたと述べている。³²⁾ 大三輪は来阪韓国人を通じて韓国政府の要人にも知られていたが、1891年には韓国政府の招聘で政府顧問として幣制改革に参加、ついで尾崎三郎や竹内綱らと共に京釜鉄道設立のために尽力した人物である。韓国朝廷における人脈が評価されて外務大臣小村寿太郎らの要請により1903年12月に韓国朝廷説得の裏工作のため韓国に派遣された。大三輪は同じく山座宛の書簡で「年来我代表者之失策ハ予想よりも甚しく殆んど不信之極ニ達し居り候」³³⁾と述べている。大三輪のいう「我代表者」には当時公使として在任中でソウルにいた林が含まれていることは言うまでもない。韓国皇帝および政府関係者の日本に対する不信、否定的な見方は根本的な理由としては日本の韓国に対する侵略主義にあり、特に高宗皇帝は乙未事変以来、日本に対して抜きがたい不信を抱いていたが³⁴⁾、公使であった林個人の性格に起因する部分もあったであろう。大三輪は林とその外交活動について次のようにも述べている。

嘗テ三十六年九月以来 我外務省ノ命ヲ受ケテ林公使・萩原書記官相謀リテ之ヲ李容翊ニ説キ達スル能ハス(中略)而シテ其得ル所ハ 成効ニ非スシテ空シク衆ノ嗤笑ヲ買ヒシニ止マル而已 天下豈又此愚アラン乎哉 予ノ着京スルヤ報スル者アリ 曰ク 昨礼式院ニ於テ多員満座冷罵ノ声甚タ高シト 予問フニ其故ヲ以テス 報者答テ曰ク 日本公使館ノ拙劣ナル政策ヲ駄評スルナリト³⁵⁾

大三輪は林をはじめとする日本公使館の外交のやり方は「拙劣」であり「嗤笑」「冷罵」を買うれベルのものであったと酷評している。病軀を押して渡韓し自らの人的チャンネルを駆使しながら議定書締結のために奔走した大三輪はのちに林が議定書締結に大三輪の助力を受けていないと報告したことに対して憤激しその言動を次のように激しく非難した。

林公使密ニ本省ニ報告シテ 議定書締結ニ関シテハ大三輪ノ助力ヲ受ケシコト無シ云々ト (中略)今此狡奴ノ奸譎ヲ黙過セハ悪例ヲ将来ニ遺シ(下略)³⁶⁾

林を「狡奴」と酷評していることが注目される。このように韓国朝廷に人脈があり、高宗皇帝の知遇をも得ていた大三輪にとって林という人物とその仕事の進め方は容認しがたいものであったことが分かる。

また、韓国で活動したジャーナリストで朝鮮通信社社長や李王職編纂委員をつとめ、林の在任当時は漢城新報社長として互いに面識もあった菊池謙讓(号は長風)は林について次のように回想している。

32) 松崎武俊筆写(1971)「諸事抄録」『朝鮮学報』第61輯, 朝鮮学会. p.145

33) 松崎武俊筆写(1971)「諸事抄録」『朝鮮学報』第61輯, 朝鮮学会. p.148

34) 藤村道生(1995)『日清戦争前後のアジア政策』岩波書店. p.300

35) 松崎武俊筆写(1971)「渡韓始末録」『朝鮮学報』第61輯, 朝鮮学会. pp.179-180

36) 松崎武俊筆写(1971)「渡韓始末録」『朝鮮学報』第61輯, 朝鮮学会. p.193

彼は私人としては甚だ親切で、真情ある人であつたが、その公事に臨んでは気短かく肝癢強く、気分が狭く、そして形式が好きであつたため、国際の相手には喜ばれなかつた。その傲然たる態度は直に人の敵愾心を反撥し、その忿然たる風貌は、忽ち人の反抗を買ふの嫌があつて、外交官として実に不利なる性癖があつた。³⁷⁾

菊池の林の性格に対する批評は上で見た鳥谷部銑太郎の評と一脈通じるところがある。しかしその一方で菊池は林の仕事ぶりと功労を大きく評価している。

林さんは常に勇敢に踊った。また韓国宮廷を相手に種々の仕事をした。彼は平凡無為の前公使加藤さんとは全く反対で、その凛々たる風彩は、常に躍進の氣象を示していた。(中略)鉱山、埋築、鉄道、借款等の韓国に伸長された日本帝国の経済勢力の大部分が、彼の時代、彼の手腕によつて成功したことを、記憶しなければならぬ。(中略)日露戦争の開始するや、林さんは全力を傾倒して、朝鮮政局の運転に腐心し、健闘した。この大戦中の舞台に立つて、その活躍した功労は、恐らく近代人の想像し得ることである。³⁸⁾

このように菊池は韓国での鉱山、埋築、鉄道、借款といった日本の経済勢力拡大、韓国側から見れば当時の日本の経済的侵略の大部分が林の手腕によって成功したとし、その功労を高く評価している。

1936年には林の喜寿を祝うとともに駐韓公使時代の功績を記念するために高さ8尺、台座を含めれば2丈という寿像(=その人の存命中につくっておく肖像彫刻・肖像画)が制作され、朝鮮総督宇垣一成の提議により南山麓の倭城台総督官邸³⁹⁾ 玄関右側前庭に設置された。徳富蘇峰の撰文による銅像建設の趣旨には以下のような一文が見える。

(上略)其ノ半生ノ精力ハ殆ンド東亞局面ノ開済ニ傾尽セリ凡ソ明治二十七八年役前後ヨリ三十七八年役前後ニ於ケル冥冥ノ功労ハ唯タ識者能ク之ヲ知ル就中駐韓公使トシテ日韓併合ノ素地ヲ作シタルガ如キ最モ較著ノト為ス君天性長者ノ風アリ外曠達ニシテ内操持堅ク多ク語ラズシテ機ヲ見テ克ク断シク行フ(下略)⁴⁰⁾

寿像を作って設置した事実自体が林の功績を高く評価していることは言うまでもないが、徳富蘇峰は林が「駐韓公使トシテ日韓併合ノ素地」を作ったことを最大の功労として高く評価している。

以上で見たように日本政府および日本による韓国侵略を正当化する人々は日韓併合の過程における林の功績を高く評価している一方で高宗皇帝および韓国政府高官と彼らに近

37) 長風山人「四十年様記」(5)『京城日報』(1932年12月11日付)

38) 長風山人「四十年様記」(6)『京城日報』(1932年12月18日付)

39) 銅像が立てられた倭城台総督官邸(当時)は1885年1月から1906年1月まで日本公使館として使用され、林もここで勤務した。「林権助君像」と刻まれた銅像台座の一部が現在も同所に残っている。

40) 京畿道編纂(1937)『京畿地方の名勝史蹟』朝鮮地方行政学会. p.53

かった人物の林に対する評価は非常に否定的であったことがわかる。

3. 増若隧道と林

3.1 京釜鉄道速成と増若隧道暴動事件

冒頭でも触れたように京釜鉄道は京釜鉄道株式会社によって1901年8月に起工されたが、ロシアとの関係悪化による軍事的必要性から日本政府は1903年12月に速成方針を決定し、1904年内の完工を目標に工事が進められることになった。同鉄道の軍事的重要性については日清戦争前の1891年に川上操六参謀次長が朝鮮を視察したうえで

一朝事の起つた暁、軍隊軍需品等を船運に依りて輸送することは海上権の関係上先づ困難であると見なければならぬ。それで如何にもして之れを釜山より陸上を京城方面に輸送しなければならぬが、それには是非共日本の手によりて京釜間に鉄道を敷設しなければならぬ⁴¹⁾

と述べているように、早くから認識されていた。こうした認識は日露戦争勃発直前には「京釜鉄道の成否は戦闘艦一隻を購入するよりも、一師団を増設するよりも更に重要な関係を有する」⁴²⁾と一般にみなされるほどに切実なものとなっていた。日本政府にとってロシアとの戦争を進めるうえで京釜鉄道の早期開通は必要不可欠となっていたのである。

速成工事を行うにあたり京釜鉄道株式会社は臨時建設部を草梁に置いて速成作業全般を総括させ、従前と同じく永同(停車場北端)を中心に南部と北部に大別し、さらにこれを10の工区に分けて工事を進めた。建設事務所は草梁、永登浦のほか新たに大邱、鳥致院(のちに大田に移転)に設置された。速成を要する未開通区間は省峴-英江間の約121マイルであった。

増若隧道の位置は鳥致院建設事務所の管轄する英江-永同間速成第四着手区間(46マイル19チェーン)に当たっていた。同区間では英江隧道(英江-新灘津間)、麦浦隧道(英江-新灘津間)、九丁里隧道(大田-増若間)、第一増若隧道(大田-増若間)、第二増若隧道(大田-増若間)、第三増若隧道(大田-増若間)、亀卜隧道(沃川-伊院間)、覚溪隧道(深川-永同間)等8カ所のトンネルが建設された。この区間は改測を経て1904年4月に起工され、同年11月に開通している。同区間の請負業者は鹿島組、間組、杉井組、太田組などであり、増若第一、第二、第三隧道は鹿島組が工事を担当した。

41) 朝鮮総督府鉄道局(1929)『朝鮮鉄道史』第1巻 朝鮮印刷株式会社, p.96

42) 「軍備拡充及京釜鉄道速成の緊急勅令」1904. 1. 8『東京経済雑誌』第49巻1216号, 経済雑誌社, p7

増若のトンネルの長さは増若第一隧道が297フィート(約90.5メートル)、第二隧道が528フィート(約161メートル)、第三隧道が858フィート(約261.5メートル)であった。⁴³⁾ 大田から増若に至る約2里の区間は「北線中ノ最大難工事ノ場所」⁴⁴⁾ であり、線路は非常に屈折迂回し、大田から増若に接近するにしたがい高山重畳の間を通過する路線であった。1904年7月の段階で、懷徳以南永同北方の約13～14里間に散在して工事に従事する工夫は日本人だけでも2500～2600人で、これに会社雇員や各種商業者等を合わせれば3000人以上に達した。そのほかにも韓国人工夫3000～4000人が工事に従事していた。こうした状況の中で、大小の紛争が発生していた。

京釜鉄道速成工事が進行中であった1904年7月16日付で在京城の領事三増久米吉は「立田警部復命書進達ノ件」(公信第31号)を臨時代理公使萩原守一に提出した。三増は同年6月11日に在京城日本領事館附の警部立田順之助に京釜鉄道工事に従事する日本人、韓国人と地方官民間の紛擾に関し調査するとともに状況を視察するため立田に忠清北道永同まで出張を命じていたが、同公信は立田の出張の復命内容を報告したものである。速成工事の開始以来日本人工夫が続々と韓国に渡った。その数は夥しく増加し、日韓人間に紛争が起り工事に無関係の韓国人に対しても乱暴を働く者があり、甚だしきは官衙に押入って暴行を働く者もあったという。烏致院建設事務所の管轄する芙江-永同間における紛争事件の一例として立田は「永同郡守負傷事件」を挙げている。永同事件は1904年6月に忠清北道永同で時任組の下請負人西尾軍次郎の使役する韓国人工夫長が韓国人酒店に入り飲酒代金の不足により店主に対し暴行したため郡衙に連行された。それを西尾らが聞いて郡守に身柄を受け取りに行った。こうして工夫長は解放されたが、その後間もなく7～8人の日本人工夫が郡衙に乱入して郡守の頭部を殴打、負傷させたという事件であった。

永同事件に限らず日本人の工事人夫が韓国官民を侮り軽視して暴力等の不法行為を続々と行っていたことは日本公使館も把握していた。1904年6月には萩原代理公使が小村外務大臣にこうした粗暴な行為が対日感情の悪化の一因となっているため取り締まる必要があると述べたうえで、「我カ労働者カ地方人民ヲ軽侮シ応々不法ノ行為アルハ疑フ可カラス」と報告している。⁴⁵⁾ またのちに朝鮮総督府鉄道局が編纂した『朝鮮鉄道史』(1929)にも日本人工夫らが酒に酔って韓国人に対して暴力を働く事件がしばしば起きていたことを記している。

当時対日感情甚だ良好ならず、更に工事の進行に伴ひ多数の従事員及び日本人工夫

43) 統監府鉄道監理局(1908)『韓国鉄道線路案内』日韓印刷株式会社. p.44

44) 『駐韓日本公使館記録』第22巻, 1.京釜鐵道一件書類, 公信第31号, 立田警部復命書進達ノ件(1904年7月16日)

45) 『駐韓日本公使館記録』第22巻, 1.京釜鐵道一件書類, 往電第561号 (1904年6月28日)

等朝鮮の内地に深く出入して韓人に接触する結果、言語の不通風俗習慣の相違より相互に意思の疏通を欠きて思はざる衝突を惹起し、或は酔余韓人に対して暴行を働き遂に国際的紛擾を醸すに至れる如きことも屢々であつた。46)

こうした事情もあり京釜鉄道工事に対する韓国人の反対行動も起きていた。速成工事期間である1904年5月7日には京釜鉄道株式会社京城支店の事務長が公使林権助宛てに増若からほど近い大田付近への警官または憲兵の派遣を要請している。

大田附近不穩ニ付保護官派遣申請 京発第75号

当会社線路大田附近ニ於テ韓人ヲ煽動シテ同盟罷工ヲナサシメ工事ヲ妨害シ又ハ日本人ヲ排斥セントノ企ヲナスモノアリ不穩ノ兆候ヲ認メタルニ付至急右鎮靜保護ノ為メ警官又ハ憲兵ヲ御派遣御取計被下度此段申請仕候也47)

その理由は大田付近で「同盟罷工」「工事妨害」「日本人排斥」の企てがあり情勢が不穩であると判断されたためであった。恐らくは京釜鉄道株式会社の上掲のような要請を受けて、鉄道工事保護を目的に沃川、大田、新灘津などに守備歩兵が配置された。韓国駐劄軍司令官だった原口兼済が5月11日付で林に報告している。

韓駐参第112号 通報

一. 京釜鉄道工事保護ノ目的ヲ以テ爾今左ノ如ク守備歩兵ヲ配置ス

沃川 小隊ノ主力 大田、深川 各十名 新灘津、弥勒、秋風嶺 各六名
新洞、扶桑 各五名48)

このように日本人入夫による韓国官民への暴力などの不法行為により日本人への反感が高まり、鉄道工事保護を名目にして各所に日本軍守備兵が配置されていた状況の中で増若隧道工事現場において1904年の冬に事件が起きた。

増若隧道工事中、時は三十七年の冬49)、端なく韓人人夫が暴動を起した。事の発端は韓人人夫の世話役たる内地人が従順でないと云うので殴打した。当時世話役は棍棒及ピストルを携帯して入夫等を督励した。韓人人夫等は予てより内地人と差別待遇を受け

46) 朝鮮総督府鉄道局(1929)『朝鮮鐵道史』第1巻 朝鮮印刷株式会社. p.118

47) 『駐韓日本公使館記録』第22巻, 1.京釜鉄道一件書類, 京発第75号, 大田附近不穩ニ付保護官派遣申請(1904年5月7日)

48) 『駐韓日本公使館記録』第22巻, 1.京釜鉄道一件書類, 韓駐参第112号, 京釜鉄道工事保護守備歩兵配置状況報告(1904年5月11日)

49) 増若隧道工事現場で抗議事件の起きた時期については鉄道建設業協会(1967)、また菅野忠五郎編(1966)のいずれにおいても「明治37年(1904年)の冬」とするばかりで明確には示されていないが、該当区間の速成工事が1904年4月に起工されていることから1904年10月ごろから12月の間に発生したのではないかと推定される。今後の更なる史料調査が俟たれる。

ている事が不満であった。それがため仲間の一人が世話役より殴打されるや忽ち結束して世話役を捉え隣村へ運び行き大勢にて袋叩きにした上、全工区の韓人人夫を糾合し山上に拠り、内地人に大小の石塊を乱投した。内地人は止むなく一時坑内に避難したが、間もなく憲兵隊駆付け暴徒を鎮圧し首謀者は捉えられ、厳罰せられた。⁵⁰⁾

増若で起きた暴動事件の原因は従前から日本人労働者と比較して差別的な待遇を受け不満が蓄積していた韓国人労働者たちを日本人世話役が殴打したことであった。1904年当時、京釜線速成工事の現場および沿線においては韓国人と日本人の間で上記のような「騒擾」「争鬪」事件が多数発生していた。こうした事件の起きる背景に付いて京釜鉄道株式会社京城支店常務理事代理事務長だった江南哲夫は工事現場を視察したうえで次のように報告している。

- 一. 速成工区中ニ俄カニ多数ノ日本人労働者入込ミタルコト
- 二. 右等労働者ハ韓人ト言語風俗ヲ異ニシ意思疏通セサルコト
- 三. 請負人等ノ使用スル韓人通弁又ハ土方小頭ノ如キ輩日本人ノ威力ヲ借りテ之ヲ実用スルコト
- 四. 右通弁等ハ彼我ノ中間ニ立チテ双方ノ言語意旨ヲ故意ニ誤通スルコト
- 五. 無頼ノ韓人各地ニ入込居リ良人夫ヲ煽動シ故意ニ事ヲ醸スコト
- 六. 地方官吏等ノ裡面ニ於ケル使喚・煽動・威嚇・抑圧ニ基クコト⁵¹⁾

江南はまず工区に突然多数の日本人労働者が入ったこと、韓国と日本の言語風俗の違いと意思疏通が困難であることを挙げているが、あとは責任を韓国側に転嫁するかたちで報告している。しかし客観的にみて最大の原因として推測されるのはやはり日本人労働者と韓国人労働者間の差別待遇と日本人による暴力であろう。京釜線の工事において韓国人労働者にはたいてい日本人の3分の1程度の賃金しか与えられずに過酷な労働に従事していた。当時の日当は土方(土工)は日本人が60銭、韓国人が20銭、坑夫の場合は日本人が90銭、韓国人が30銭であったという。⁵²⁾ また暴力については増若でも日本人世話役が韓国人労働者を殴打したことが直接的な暴動の原因となった。

このように京釜鉄道速成工事において多くの韓国人労働者が差別的待遇と暴力に耐えつつ劣悪な条件のもとで工事に従事した。増若でもピストルと棍棒で武装した日本人世話役の強圧的な監督のもと暴動事件が発生するなどした。かくのごとき状況でも工事は進められ、その結果増若第一隧道は当初の目標通りに1904年内に完工して坑口の上部に林権助の揮毫した額石が設置されることになったのである。

50) 鉄道建設業協会(1967)『日本鉄道請負史 明治篇』三秀社. p.434

51) 『駐韓日本公使館記録』第22巻, 1.京釜鉄道一件書類, 京釜鉄第43号写本(1904年7月7日)

52) 정재정(2004)『일제침략과 한국철도(1892-1945)』서울대학교출판부. pp.329-330

3.2 増若第一隧道額石

それでは、増若第一隧道坑口に今も残る額石⁵³⁾にどのような経緯で林権助が文字を揮毫することになったのであろうか。また額石に刻まれている「嶽神驚奔」とはどのような意味を持つのだろうか。

無数のトンネルが建設されている現在では額石には単にトンネルの名称が刻まれるのが一般的であるが、西洋から日本に土木工事法が導入された当初にはトンネル工事はたいへん大きな事業であり、その完成を祝う喜びの字句、建設の意義等が記されることが多かった。小野田滋(2004)の分類によるとトンネルの額石に記される内容は①トンネル名称を記したもの、②起点方からのトンネル番号を記したもの、③完成を言祝いだ文字を記したもの、④工事の経過やトンネル建設の意義を記したもの、の4種類に大別される。⁵⁴⁾ 額石の多くは当時の政治家や文化人、鉄道幹部の揮毫によるもので、トンネルのもつ記念碑的地位を具体的な形で顕彰したものと考えられる。⁵⁵⁾ 例としては東海道線旧逢坂山隧道(1880年完工)の額石の「楽成頼功」(三条実美揮毫)、北陸線柳ヶ瀬隧道(1884年完工)の額石の「万世永頼」(伊藤博文揮毫)、北陸線葉原隧道(1896年完工)の「永世無窮」(黒田清隆揮毫)などが挙げられる。三条、伊藤、黒田らは当時の政府を代表する人物であったが、増若第一隧道の額石についても林が当時韓国において日本政府を代表する存在であった特命全権公使の任にあつたため揮毫を依頼されたものと考えられる。

増若第一隧道の額石に林が「嶽神驚奔」という文字を残した理由については、手がかりとなる記述が1935年に林の口述した回顧談を岩井尊人が記録した『林権助述 わが七十年を語る』に見える。同書の第44話「京釜鉄道が『嶽神驚奔』させる話」において、林はまず次のようなエピソードを紹介している。京釜鉄道の敷設にあたって京城停車場の敷地が必要になった。ところが鉄道関係者が必要とする地点の周辺には民家が立て込んでいた。林は領事の秋月佐太郎と測量のできる陸軍大尉某を現地に派遣するなど敷地収用を進めさせて結局土地を取得した。また停車場の建設が予定される敷地内に小さな岡があり、その岡には松の大木が生えていた。現地住民たちはそこを神聖な山だと言い、その岡を取り除くことは絶対にいけないと強く主張した。一方で鉄道工事関係者はどうしてもその地点が必要だという。結局いがみあっているうちに、夜間に亭々たるその松の大木を誰かがすっかり切り倒してしまったという。林はその事件について回想しつつ「ウフフ、をかしいだらう」と言いながら聞き手の岩井に同意を求めている。その京城停車場敷地収容のエピソード

53) トンネル坑口付近に設置される額の名称は「額石」(鉄道省神戸改良事務所編(1923)『大津京間線路変更工事誌』)、「扁額」(小野田滋(2004)『鉄道と煉瓦 その歴史とデザイン』)、「題額」(文化庁歴史的建造物調査研究会(1998)『建物の見方・しらべ方 近代土木遺産の保存と活用』)などさまざまであるが、本稿では「額石」と呼ぶこととする。

54) 小野田滋(2004)『鉄道と煉瓦 その歴史とデザイン』鹿島出版会. p.88

55) 小野田滋・菊池保孝・須貝清行・古寺貞夫(1993)「近畿圏の鉄道トンネルにおける坑門の意匠設計とその特徴」『土木史研究』13, 土木学会. p.8

ソードに次いで林は増若隧道に関して言及している。

もう一つをかきな事は、京城より釜山の方にゆく鉄道線路予定線に当つて、小高い山があつた。

何でも京城と釜山との中程だつたよ。その山も神聖な山で、神さまがすんでゐると言ふ。それに隧道を掘るなどいふ事は以ての外の事だ。一鍬いれても神さんの祟りが恐ろしいとて、地方民の大騒となり、非常に面倒になつてしまつた。此奴もなんとかして説きつけて、たうとう隧道を掘つてしまつた。それが出来上つた時に

『こんな厄介な仕事はありませんだ。一つ記念にこの隧道の入口に刻みつけたいんですから、何か字を書いて下さい』

と京釜鉄道の人が紙を持つて来た。

『ウン、書いてやらう』

わたしは、『嶽神驚奔』とかういふ文句を書いたが、この因縁話を知らぬ人人は、何で山の神が驚奔するのか分るまい。今でもそれが隧道の入口にある筈だよ。56)



増若第一隧道額石「嶽神驚奔 題于増若隧道 林権助」(筆写撮影)

林の談話に見える「京城と釜山の中程」の「小高い山」とは増若第一隧道のある山を指していると思われる。地元の住民たちは神の住む神聖な山であるそ

の山にトンネルを掘れば祟りがあると恐れ、工事に強く反対した。林はそうした声を無視して工事を続けさせトンネルは完成した。京釜鉄道の関係者に記念に額石の文字を書いて欲しいと頼まれた林が書いたのが「嶽神驚奔」という文字であった。

「嶽神」とは山の神を指し「驚奔」は驚いて逃げ出すことを意味する。つまり林は「増若の山の神がトンネル工事に驚いて逃げ出した」との文字を額石に残したのである。

「奔」は一般に「走る」の意で使用されるが「逃げる」という訓も持っている。57)

山に神が住む、または山自体を神と考える信仰は日本にもあるが、こうした考えは韓国にも古くからあった。韓国に古来伝わっている伝統的村落祭儀の中で最も多いのが「山神祭」であるという。檀君神話に太白山が登場し、新羅では三山、五岳で祭祀が行われる

56) 岩井尊人(1935)『林権助述 わが七十年を語る』第一書房. pp.164-165

57) 諸橋轍次(1984)『大漢和辞典』第3巻(修訂版第1刷) 大修館書店. p.592の「奔」の項目ではホ、「にげる」とした上で、[春秋、宣、元、晋放其大夫胥甲父于衛、杜注、放者受罪黜免、疏] 釈例曰、奔者、窘迫而去、逃死四鄰、不以礼出也。との用例を引いている。

など、山に神の存在を認める考えは韓国にかなりの昔からあったことが分かる。韓国の村落では北あるいは西北の山を「鎮山」と考える例が多く、鎮山には神がいて村落を守り保護する守護神としての機能が付与されていた。村落では山神に対する祭祀を行うことで村の安寧と住民の「除禍招福」を祈ったのである。⁵⁸⁾

増若隧道のある山は地理的に見ると食蔵山の支脈のひとつであるが、増若隧道からほど近い大田広域市東区板岩1洞では現在も毎年陰暦正月15日ごろに食蔵山の麓で住民たちが「山神祭」を執り行っている。板岩1洞統長協議会の主催で行われるこの祭では板岩洞住民の安寧と繁栄を祈願し、山火事の災殃から人命と財産を守ってくれるように祈るといふ。⁵⁹⁾ さらには食蔵山所在の仏教寺院である亀截寺には「山神閣」がある。山神閣の建物自体は1970年代に建てられたものというが、古くからの山神に対する信仰を伝えている可能性もあるだろう。

このように増若隧道が掘られた現地付近では現在でも住民たちによる山神信仰が脈々と受け継がれ生きている。当時の付近住民たちも山神を尊崇してやまなかったことであろう。林が住民たちの信仰の対象である山のトンネル工事を強行して完成させたことを一笑に付すべき「をかしな事」と考え、増若第一隧道の額石に「嶽神驚奔(山の神が驚いて逃げ出した)」という文字を残した事実は、林が韓国の文化を理解し尊重しようとしたというよりは、むしろ嘲弄し軽視していたことを如実に示していると言わざるを得ない。

増若第一隧道の額石の文字「嶽神驚奔」は上記の小野田(2004)の分類で言えば④工事の経過やトンネル建設の意義を記したものに該当すると言えるが、林の揮毫した「嶽神驚奔」という文字は少なくとも韓国伝統の山神信仰という文化を理解し尊重しているとは言えず、むしろ嘲弄する印象を与える内容であり、日本国内で同様の経緯を経て掘られたトンネルの額石にこのような文字を残すということは考えにくい。額石の内容は上で触れた林の韓国観や韓国人に対する認識から大きくはずれておらずその延長線上にあると言えよう。

韓国人が大切に考えていた信仰を無視し、その信仰対象を破壊して停車場やトンネルを建設してしまったことを林は笑うべき「をかしな事」と語っている。残念ながらそこには自らの任地である韓国やその国の文化を尊重しようという意識は欠如している。

4. おわりに

以上、増若第一隧道坑口上部の額石に文字を残した林権助が20世紀初頭の日韓関係においてどのような役割を果たし、また彼が残した「嶽神驚奔」という文句がどのような意

58) 国사편찬위원회(1995)『한국사』34(조선후기의 사회)국사편찬위원회. pp.284-285

59) 「동구 관암1동, 식당산 산신제 개최」2014年2月10日付『충청신문』21面

味を持つのかについて考察した。

1899年6月から1906年2月までの韓国駐在特命全権公使として在任した林は韓国からロシアの影響力を排除するために注力した。「威力」すなわち韓国に対する軍事的圧迫を加えることが日本の希望を容易に達するために有効であると考えていた林は、軍事力による韓国制圧を唱える急先鋒の一人であった。林は日本が韓国の国としての機能を奪い支配権を拡大していく過程で必要とした「日韓議定書」「第1次日韓協約」「第2次日韓協約」の締結においていずれも重要かつ決定的な役割を果たした。その働きに対し明治天皇が嘉尚する勅語を与え、男爵に叙爵されるに値する大きな功労と見なされた。

林の韓国政府、韓国人、韓国皇帝に対する認識は「兇戯狂妄」「姑息」「優柔不断」「充分ノ信ヲ措キ難キ」「薄志弱行」「陛下ノ性質トシテ小策ニ長セラレ且ツ聖意変更極マリナキ」といった評価からも分かるように決して肯定的であるとは言えずかなり否定的であった。こうした韓国観をもって任に当たっていたためか、高宗皇帝および韓国政府高官と彼らに近かった人物は外交官としての林を嫌忌した。韓国朝廷の日本に対する不信、否定的な見方は根本的な理由は日本の韓国に対する侵略主義にあり、特に高宗皇帝は乙未事変以来、日本に対して抜きがたい不信を抱いていたが、公使であった林個人の性格に起因する部分もあったであろう。反面、日本政府および日本による韓国侵略を是認する人々は日韓併合に至る過程における林の功績を高く評価した。菊池謙讓は韓国での鉱山、埋築、鉄道、借款といった日本の経済勢力拡大に林が非常に大きい役割を果たしたとし、その手腕を高く評価した、また1936年には朝鮮総督宇垣一成の提議により南山麓の倭城台の旧日本公使館前庭に林の寿像が設置された。駐韓公使として日韓併合の素地を作ったことが高く評価されたためである。日本政府の側から見れば林は外交官として政府の対韓方針に基づき行動したのであり、自身の任務に忠実であったとも見ることもできようが、立場を変えて韓国人の人々から見れば林は国家を奪う侵略主義の体現者であったと言えよう。

林が公使として韓国に在任中にロシアとの関係悪化による軍事的必要性から京釜鉄道の速成方針が決定され、1904年内の完工を目標に工事が進められた速成工事期間中には多くの日本人工夫や関係者が渡韓し作業に当たった。増若隧道の位置する懷徳以南永同北方の約13～14里間に散在して工事に従事する工夫は日本人だけでも2500～2600人で、これに会社雇員や各種商業者等を合わせれば3000人以上に達した。そのほかに韓人工夫3000～4000人が工事に従事していた。こうした状況の中で、大小の紛争が発生した。日本人の工事人夫が韓国官民を侮り軽視して暴力等の不法行為を続々と行っていたことは日本公使館も把握していた。もとより対日感情は良好とは言えず、京釜鉄道工事に対する「同盟罷工」「工事妨害」「日本人排斥」といった韓国人の反対行動も起きていた。

このように韓国と日本の多数の労働者が入り混じって工事が進められ、日本人人工夫による韓国官民への暴力等の不法行為により日本人への反感が高まり、鉄道工事保護を名

目にして各所に日本軍守備兵が配置される中、増若隧道の工事現場で1904年の冬に抗議事件が起きた。増若で起きた抗議事件の原因は日本人労働者と比較して差別的な待遇を受け不満が蓄積していた韓国人労働者たちをピストルと棍棒で武装した日本人世話役が殴打したことであった。京釜線の工事において韓国人労働者にはたいてい日本人の3分の1程度の賃金しか与えられずに過酷な労働に従事していた。抗議事件は鎮圧されて工事は進められ、その結果増若第一隧道は当初の目標通りに1904年内に完工し坑口の上部に林権助の揮毫した額石が設置されることになった。

増若第一隧道のある山を地元の住民たちは神の住む神聖な山であると考えてその山にトンネルを掘れば祟りがあると恐れ、工事に強く反対した。林はそうした声を無視して工事を続けさせトンネルは完成した。京釜鉄道の関係者に記念に額石の文字を書いて欲しいと頼まれた林が書いたのが「嶽神驚奔」という文字であった。

「嶽神驚奔」とは山の神が驚いて逃げ出すことを意味する。山に神が住む、または山自体を神と考える信仰は韓国に古くからあった。現在でも増若隧道付近の大田広域市東区板岩1洞では毎年陰暦正月15日ごろに食蔵山の麓で住民たちが「山神祭」を執り行うなど住民たちによる山神信仰が脈々と受け継がれている。当時の付近住民たちも山神を尊崇してやまなかったことであろう。林は住民たちの信仰の対象である山でトンネル工事を強行して完成させたことを一笑に付すべき「をかしな事」と回想しており、増若第一隧道の額石に「嶽神驚奔」という文字を残した事実は、林が韓国の文化を理解し尊重していたというよりは、むしろ嘲弄し軽視していたことを如実に示していると言わざるを得ない。額石の内容は上で触れた林の韓国観や韓国人に対する認識から大きくはずれておらずその延長線上にあると言えよう。

韓国人が大切に考えていた信仰を無視し、その信仰対象を破壊して停車場やトンネルを建設してしまったことを林は笑うべき「をかしな事」と語っている。残念ながらそこには自らの任地である韓国やその国の文化を尊重しようという意識は欠如している。現在も残る額石からはこのような事実を知ることができるのである。

【참고문헌】

- 국사편찬위원회(1995) 『한국사』 34(조선후기의 사회)국사편찬위원회. pp.284-285
- 국사편찬위원회 『한국사데이터베이스』 (<http://db.history.go.kr/>)

- 정재정(2004) 『일제침략과 한국철도(1892-1945)』 서울대학교출판부, pp.329-330
- 『충청신문』 2014年2月10日, 21面
- 諸橋轍次(1984) 『大漢和辞典』 第3卷(修訂版第1刷) 大修館書店. p.592
- 岩井尊人(1935) 『林権助述 わが七十年を語る』 第一書房. pp.164-165 p.232
- 海野福寿(2003) 『外交史料韓国併合』 上 不二出版. p.49 p,108
- 小野田滋(2004) 『鉄道と煉瓦 その歴史とデザイン』 鹿島出版会. p.88
- 外務省(1958) 『日本外交文書』 第37卷第1冊 日本国際連合協会. p.274
- 外務省(1958) 『日本外交文書』 第38卷第1冊 日本国際連合協会.
- 霞会館諸家資料調査委員会(1985) 『華族制度資料集』 吉川弘文館. p.186
- 京都府国防協会(1936) 『日露戦役当時の追懐』 松崎印刷所. p.17
- 京畿道編纂(1937) 『京畿地方の名勝史蹟』 朝鮮地方行政学会. p.53
- 菅野忠五郎編(1966) 『鹿島組史料』 鹿島建設株式会社. p.81
- 朝鮮総督府鉄道局(1915) 『朝鮮鉄道史』 日韓印刷株式会社. pp.181-182
- 朝鮮総督府鉄道局(1929) 『朝鮮鉄道史』 第1卷 朝鮮印刷株式会社. p.96 p.118
- 鉄道建設業協会(1967) 『日本鉄道請負史 明治篇』 三秀社. p.434
- 統監府鉄道監理局(1908) 『韓国鉄道線路案内』 日韓印刷株式会社. p.44
- 鳥谷部銑太郎(1905) 『時代人物月旦』 博文館. p.437
- 藤村道生(1995) 『日清戦争前後のアジア政策』 岩波書店. pp.300-301
- 森山茂徳(1987) 『近代日韓関係史研究』 東京大学出版会. p.115
- 小野田滋・菊池保孝・須貝清行・古寺貞夫(1993) 「近畿圏の鉄道トンネルにおける坑門の意匠設計とその特徴」 『土木史研究』 13, 土木学会. p.8
- 参考書誌部法律政治課憲政資料室(1975) 「大三輪長兵衛文書」 『国立国会図書館月報』 173, 国立国会図書館. p.27
- 松崎武俊筆写(1971) 「諸事抄録」 『朝鮮学報』 第61輯, 朝鮮学会. p.145 p.148
- 松崎武俊筆写(1971) 「渡韓始末録」 『朝鮮学報』 第61輯, 朝鮮学会. pp.179-180 p.193
- 長風山人 「四十年様記」 (5) 『京城日報』 (1932年12月11日付)
- 長風山人 「四十年様記」 (6) 『京城日報』 (1932年12月18日付)
- 「軍備拡充及京釜鉄道速成の緊急勅令」 1904. 1. 8 『東京經濟雑誌』 第49卷1216号 pp.5-7

투 고 일 : 2015. 8. 31
심 사 일 : 2015. 9. 12
계 제 확 정 일 : 2015.10. 3